

介護保険料は 5,450円に(基準月額)

市では、高齢者福祉に関する取り組みや介護保険サービスについて
の方向性などをまとめた「老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」
を策定し、介護保険料の基準月額を5,450円にしました。



費用の増加により、介護保険料の引き上げが必要となりますが、財政調整基金を取り崩すことで、保険料の上昇を抑制するとともに、保険料の所得段階を見直したことにより、第6期介護保険料の基準月額を5,450円にしました。(図2)

特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上から

特別養護老人ホームへの入所が可能なのは、原則要介護3以上

多床室の負担限度額が改定されます

上となりました(特別な理由がある場合は、要介護1以上から入所可能です)。なお、要介護1・2の方であっても現在入所されている方は、そのまま入所いただけます。

介護保険施設入所者、ショートステイを利用する際に負担する多床室の居住費が320円/日から370円/日へ改定されます。これに伴い、低所得者の方への居住費の負担限度額についても370円に改定されました。なお、平成27年3月31日以前に発行した負担限度額認定証については、再交付はいたしませんので、改定後の負担限度額に読み替えてご使用ください。

やさしさにつつまれ 健やかに暮らせるまち

老人福祉計画・第6期介護保険事業計画では、基本目標を第8次総合計画の分野別目標である「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」としました。

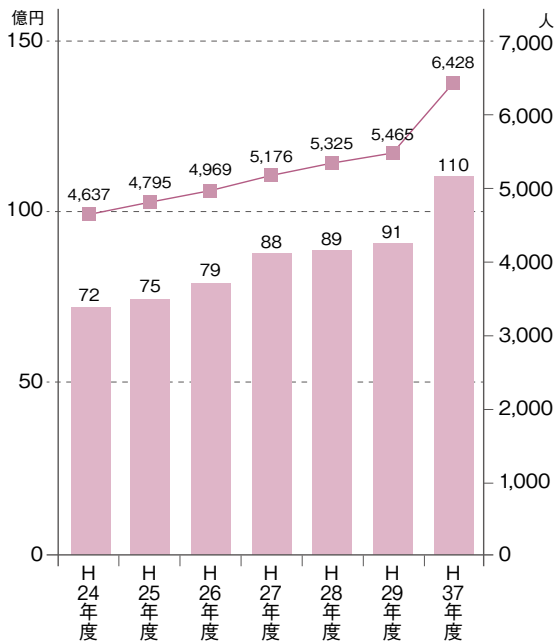
介護が必要になっても安心してご自宅で生活していただけるよう、介護サービス事業者と連携し

より、介護サービスの費用は2.27

第6期介護保険料の基準月額は5,450円に

平成27年度の介護報酬改定に

図1 介護給付費および認定者数の推移と見込み



認定者数：各年度10月1日現在、H27年度以降は計画値
介護給付費：H24・25年度は実績値、H26年度は実績見込額、
H27年度以降は計画値

図2 所得段階別の介護保険料(月額)

保険料段階	区分	H27~29年度	H24~26年度
第1段階	生活保護を受給している方	2,730円	2,680円
	市 市民税世帯非課税		2,890円
	老齢福祉年金を受給している方		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	3,820円	3,750円
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	4,090円	4,010円
第4段階	市 市民税世帯非課税	4,910円	4,870円
第5段階(基準額)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		
第6段階	市 市民税本人課税	6,270円	5,890円
第7段階	合計所得金額が125万円未満の方	7,360円	6,960円
第8段階	合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	7,630円	
第9段階	合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	9,810円	9,100円
第10段階	合計所得金額が250万円以上375万円未満の方	10,360円	
第11段階	合計所得金額が375万円以上500万円未満の方	10,900円	10,170円
第12段階	合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	11,450円	
第13段階	合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	12,540円	
	合計所得金額が1,000万円以上の方		

介護報酬の改定がありました

介護サービスの自己負担額が変更になることがありますので、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者にご確認ください。

問合せ先 高年介護課
広報ID 1002151
☎3513178